大阪府は、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定により、以下の指定障害児通 所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

## 1 対象事業者

- (1) 法 人 名 一般社団法人いきいきステーション
- (2) 代表 者代表理事 田村 博
- (3) 法人所在地 羽曳野市白鳥三丁目 13番 11号

## 2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名称 いきいきスタディ タチバナ
- (2) 所 在 地 羽曳野市白鳥三丁目15番1号豊田ビル1階・2階
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

## 3 処分年月日

令和3年9月27日(月曜日)

4 指定取消し年月日

令和3年10月25日(月曜日)

## 5 指定取消しの理由

不正請求

基準を満たす児童発達支援管理責任者を配置していないにもかかわらず減算せずに 不正に障害児通所給付費を請求し受領したことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号に該当するため。